

令和4年度

しおや聖苑消防用感知器更新

仕 様 書

令和4年7月

塩谷広域行政組合

1 目的

自動火災報知設備感知器を更新することで、感知器が正常な機能を発揮することを目的とする。

2 修繕名 しおや聖苑消防用感知器更新

3 修繕場所 栃木県矢板市乙畑1806番地3 しおや聖苑

4 履行期間 契約日から令和4年10月31日まで

5 内訳

名称	仕様	数量	単位
光電式スポット型2種	ニッタン(株) CK2B-016 感第2020～16号	13	個
差動式スポット型2種	ニッタン(株) 2SC1-L 感第7～110号	11	個
定温式スポット型特種防水型60℃	ニッタン(株) TCC2-60-LW 感第2～35号	1	個
定温式スポット型特種60℃	ニッタン(株) TCC-60-L 感第2～36号	1	個
定温式スポット型1種80℃	ニッタン(株) 1CC1-80-L 感第2～38号	14	個
定温式スポット型補償率方式100℃	日本フェンオール(株) W27021-5-A-B 感第55～11号	1	個
交換作業費(高所作業費含む)		1	式
試験調整費		1	式

※既設感知器の処分も同時に実施すること。

6 修繕内容

5内訳に記載されている感知器の取替を実施するものとし、当業務の実施に当たっては、消防法(以下「法」という。)を遵守するものとする。なお、取替を行う感知器の場所については、別紙のとおりとする。

7 実施日

原則として当苑の休苑日にあたる友引に実施するものとし、担当者と協議のうえ実施日を決定するものとする。

8 主任技術者

受注者は、主任技術者をもって秩序正しく当該修繕を行わせると共に、当該修繕に係る相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的管理を行うこと。

9 消防法に基づく各種届出

消防法第17条の14に基づく「工事整備対象設備等着工届」、消防法第17条の3の2に基づく「消防用設備等設置届」及び塩谷広域行政組合火災予防条例第43条に基づく「防火対象物使用開始（変更）届出書」の届け出を適正に行うこととし、その費用も見積りに含めることとする。

10 提出書類

「9 消防法に基づく各種届出」以外の書類の提出物は下記のとおりとし、当組合へ提出すること。

(1) 着手時（いずれも任意様式）

- ① 着手届
- ② 工程表
- ③ 主任技術者届
- ④ 使用材料確認書

(2) 完了時

- ① 完了届
- ② 引渡し通知書
- ③ 報告書
 - ・ 修繕概要
 - ・ 実施工程表
 - ・ 施工写真
 - ・ その他必要な書類

11 秘密の保持等

- (1) この業務の履行に関して知り得た秘密又は個人情報等を漏らしてはならない。
- (2) 委託者の承諾なく、この業務の履行を行う上で得られた仕様書等（委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

12 その他

この仕様書に定めのない特別の事項が生じた場合には、その都度委託者と受注者とが協議して定める。